

〈資料編〉

1	茨城県市町村合併推進審議会の概要	1
2	市町村の合併の特例等に関する法律について	3
3	自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針の概要	4
4	平成に入ってからの本県の市町村合併の状況	6
5	新しいいばらきの市町村	7
6	合併効果の具体例	8
7	市町村ごとのつながり順位（41 指標）	12
8	「将来目指すべき合併パターン」（平成 12 年 12 月策定）	13
9	「段階的に気運醸成を図るべき合併パターン」（平成 12 年 12 月策定）	14

茨城県市町村合併推進審議会の概要

1 審議会の位置づけ

「市町村の合併の特例等に関する法律」に基づき、自主的な市町村の合併の推進に関する構想（以下「構想」という。）の策定に際し、その事項を調査審議する県の付属機関である。

2 審議会の役割

- (1) 総務大臣が定める基本指針に基づき、都道府県が構想を定め、又はこれを変更するときに、その事項を調査審議し、意見を述べる。
- (2) 知事の諮問に応じ、都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関し重要な事項を調査審議することができる。
- (3) 知事が合併協議会に係るあっせん及び調停を行わせる市町村合併調整委員は、市町村合併推進審議会の委員から任命される。

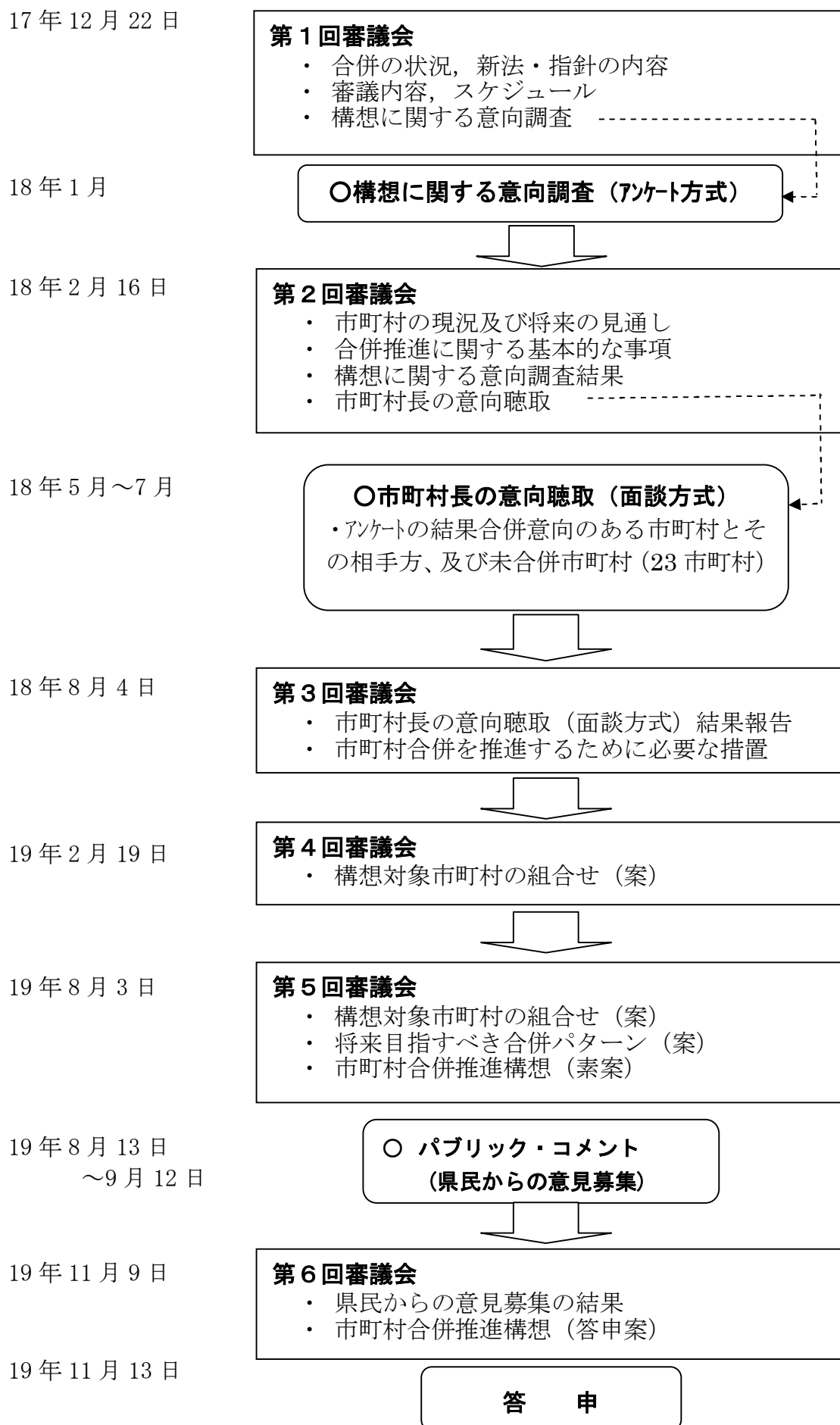
3 審議会の委員

氏名	役職等	備考
石井 武	日本労働組合総連合会茨城県連合会長	
井上 繁	常磐大学コミュニティ振興学部教授	会長代理
佐藤 俊枝	(株)サンメック取締役	
白波瀬 佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科助教授	
関 正夫	(社)茨城県経営者協会会長	会長
寺崎 久哲 (平 逞仁)	日本放送協会水戸放送局長 (同)	(任期H17. 12. 22~H18. 6. 29)
萩原 久	茨城県農業協同組合中央会副会長	
疋田 淑子	(株)不二商会会長	
福岡 和子	福岡小児科医院院長	
村田 康博	合併経験者(旧波崎町長)	
山下 文子	北つくば農業協同組合理事	
串田 武久 (村田 省吾)	茨城県市長会長(龍ヶ崎市長) (同 (北茨城市長))	(任期H17. 12. 22~H19. 7. 10)
川田 弘二	茨城県町村会長(阿見町長)	
伊藤 充朗 (小松崎 常則)	茨城県市議会議長会長(水戸市議会議長) (同)	(任期H17. 12. 22~H19. 7. 10)
小林 宏 (稲葉 常美)	茨城県町村議会議長会長(城里町議会議長) (同 (八千代町議会議長))	(任期H17. 12. 22~H18. 6. 29)
鶴岡 正彦	茨城県議会議員	
長谷川 大紋	茨城県議会議員	任期 H17. 12. 22~H19. 7. 12
山口 武平	茨城県議会議員	

*任期：平成17年12月22日～平成19年12月21日

* () は前任者

4 審議内容とスケジュール



市町村の合併の特例等に関する法律について

(1) 合併特例区制度等の創設

合併に際して、合併関係市町村の協議により、1又は2以上の旧市町村単位に法人格を有する区（合併特例区）を一定期間（5年以下）設置できる制度を創設する。

- 区長、合併特例区協議会を置く（公選としない）。
- 課税権、起債権はなし。
- 住所の表示にはその名称を冠する。

※ 法人格は有しないが、区長を置くことができる「地域自治区」の特例も創設。

(2) 市町村の合併に関する障害を除去するための特例措置

- ① 合併に関する障害除去のため、地方税の不均一課税、議員の在任特例等、現行合併法の特例措置は基本的に存置。
- ② 合併特例債は廃止。合併算定替は、現行の特例期間10年（+激変緩和5年）を段階的に5年（+激変緩和5年）に短縮。

※人口3万人以上を有すれば市となることができる3万市特例については、議員修正により追加。

(3) 市町村合併推進のための方策

- ① 総務大臣が、市町村の合併を推進するための基本指針を策定
- ② 都道府県が、基本指針に基づき、市町村合併推進審議会の意見を聴いて、市町村の合併の推進に関する構想を策定。
- ③ 都道府県知事は、構想に基づき、
 - 申請に基づいて、市町村合併調整委員を任命し、合併協議会に係るあつせん、調停を行わせることができる。
 - 合併協議会設置の勧告を行うことができる。勧告を受けた市町村長は、合併協議会設置協議を議会に付議することとし、議会が否決した場合等には、住民が1/6以上の有権者の署名により又は市町村長が住民投票を請求することができる。
 - 合併協議会における市町村の合併に関する協議の推進に関し、勧告を行うことができる。

この法律は5年間(平成17年4月1日から平成22年3月31日まで)の限時法とする。

自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針 (平成17年5月31日総務省告示)の概要

1 市町村の合併を推進する必要性

地方分権の一層の推進、人口減少社会及び広域的行政への対応、より効果的で効率的な行財政運営の実現等の要請に responding していくためには、市町村の合併の特例等に関する法律（以下「新法」という。）の下で、新しい視点を加えつつ、引き続き自主的な市町村の合併を全国的に推進していく必要がある。

2 新法における市町村の合併の基本的考え方

〈構想の作成等〉

都道府県は、**自主的な市町村の合併の推進に関する構想**（以下「構想」という。）を作成するとともに、当該構想に基づき、合併協議会設置勧告、合併協議会に係るあっせん及び調停、合併協議推進勧告等の措置を講ずることができるなど、自主的な市町村の合併を進める上で、従来にも増して重要な役割を果たすこととされている。

〈合併特例区等の制度の創設〉

合併市町村の円滑な運営を実現できるよう、地域の実情に応じて、合併特例による地域自治区の制度や合併特例区の制度を活用できる。

〈新法における特例措置〉

引き続き、普通交付税における合併補正、普通交付税の合併算定替、地方税の不均一課税、議会議員の在任の特例に関する特例等の措置が講じられている。

合併特例債は廃止、普通交付税の合併算定替については、適用期間を段階的に短縮。

3 審議会の設置

都道府県が構想を定め又はこれを変更しようとするときは、新法第60条第1項に基づき、都道府県に自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会」という。）を置くものとされており、都道府県においては、速やかに審議会を設置し、構想の作成について十分審議、検討を行うこと。

4 構想の内容(構想において定めるべき事項)

(1) 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

都道府県における市町村の望ましい姿、自主的な市町村の合併の推進の必要性、市町村の合併を推進するに当たっての当該都道府県の役割等に関する基本的な考え方、方針等を示すこと。

(2) 市町村の現況及び将来の見通し

合併の推進の必要性を明らかにするため、市町村の行政運営及び財政状況の現況、人口や高齢化の今後の見通し等を示すこと。

(3) 構想対象市町村の組合せ

(1)、(2)を踏まえ、構想対象市町村の組合せを示すこと。
おおむね次に掲げる市町村を対象とする。

- ① 生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村
- ② 更に充実した行政権能等を有する指定都市、中核市、特例市等を目指す市町村
- ③ おおむね人口1万未満を目安とする小規模な市町村
(なお、③の市町村については、地理的条件や人口密度、経済事情のほか、旧法の下で市町村の合併を行った経緯についても考慮すること。)

(4) 自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置

新法において、都道府県による必要な助言、情報の提供、合併協議会設置勧告、合併協議会に係るあっせん及び調停、合併協議会推進勧告等の措置が設けられていることを踏まえ、これらの措置も含め、それぞれの都道府県において自主的な市町村の合併を進めるために必要であると考えられる措置を示すこと。

【平成に入ってからの本県の市町村合併の状況】

◆平成15年度までに合併した市町村

	市町村名	構成市町村名	合併期日	市町村数
1	水戸市	水戸市、常澄村	H4.3.3	87
2	ひたちなか市	勝田市、那珂湊市	H6.11.1	86
3	鹿嶋市	鹿島町、大野村	H7.9.1	85
4	潮来市	潮来町、牛堀町	H13.4.1	84
5	つくば市	つくば市、荃崎町	H14.11.1	83

◆平成16年度の合併市町村

	市町村名	構成市町村名	合併期日	市町村数
1	常陸大宮市	大宮町、山方町、美和村、緒川村、御前山村	H16.10.16	79
2	日立市	日立市、十王町	H16.11.1	78
3	常陸太田市	常陸太田市、金砂郷町、水府村、里美村	H16.12.1	75
4	那珂市	那珂町、瓜連町	H17.1.21	74
5	水戸市	水戸市、内原町	H17.2.1	73
6	城里町	常北町、桂村、七会村	H17.2.1	71
7	坂東市	岩井市、猿島町	H17.3.22	70
8	稲敷市	江戸崎町、新利根町、桜川村、東町	H17.3.22	67
9	筑西市	下館市、関城町、明野町、協和町	H17.3.28	64
10	かすみがうら市	霞ヶ浦町、千代田町	H17.3.28	63
11	取手市	取手市、藤代町	H17.3.28	62

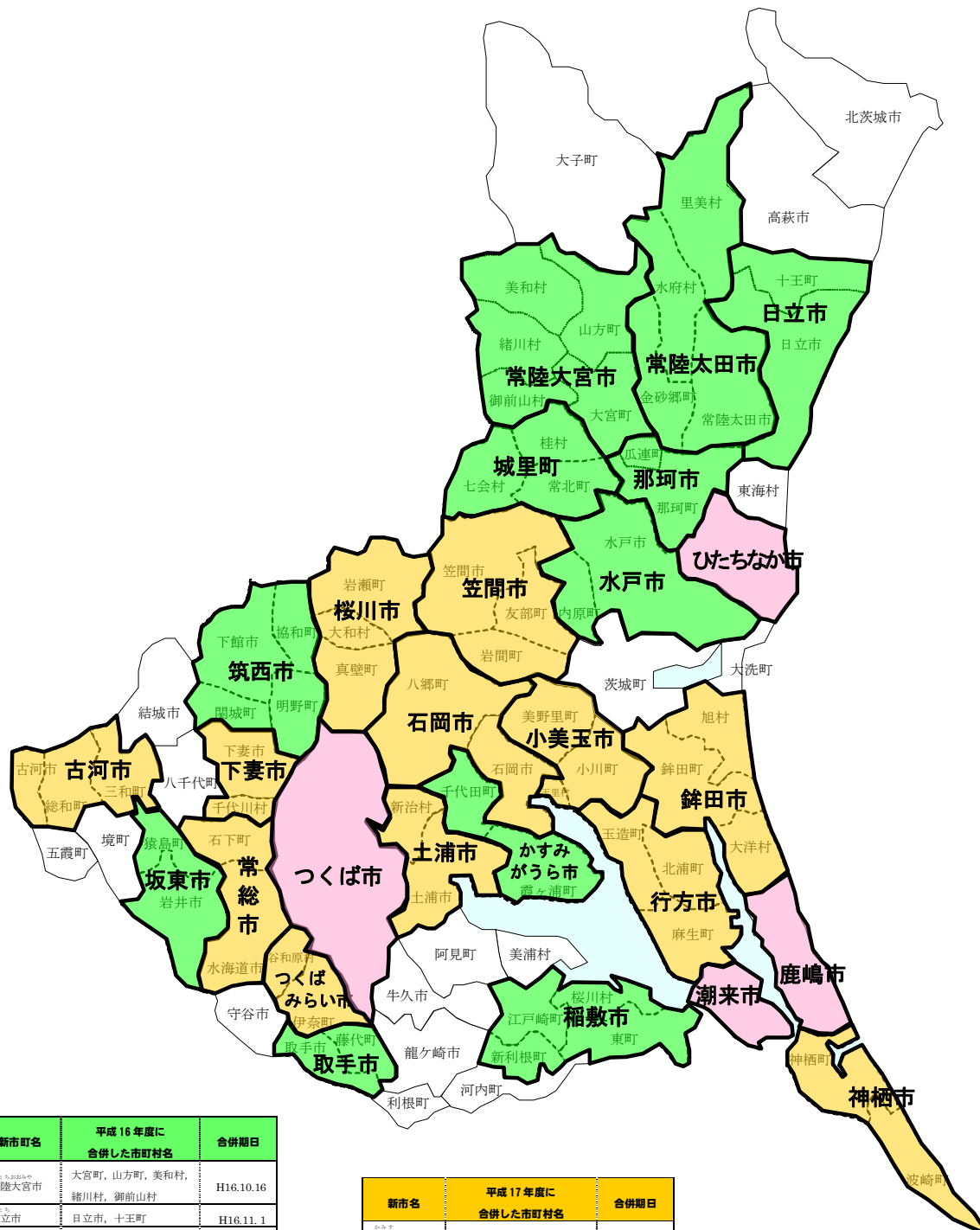
◆平成17年度の合併市町村

	市町村名	構成市町村名	合併期日	市町村数
1	神栖市	神栖町、波崎町	H17.8.1	61
2	行方市	麻生町、北浦町、玉造町	H17.9.2	59
3	古河市	古河市、総和町、三和町	H17.9.12	57
4	桜川市	岩瀬町、真壁町、大和村	H17.10.1	55
5	石岡市	石岡市、八郷町	H17.10.1	54
6	鉾田市	旭村、鉾田町、大洋村	H17.10.11	52
7	常総市	水海道市、石下町	H18.1.1	51
8	下妻市	下妻市、千代川村	H18.1.1	50
9	土浦市	土浦市、新治村	H18.2.20	49
10	笠間市	笠間市、友部町、岩間町	H18.3.19	47
11	つくばみらい市	伊奈町、谷和原村	H18.3.27	46
12	小美玉市	小川町、美野里町、玉里村	H18.3.27	44

* 平成18年3月末の市町村数 44（市:32, 町10, 村2）

新しい いばらきの市町村

市町村数は 83 から 44 へ (平成18年4月から)



新市町名	平成 16 年度に 合併した市町村名	合併期日
常陸大宮市	大宮町, 山方町, 美和村, 緒川村, 御前山村	H16.10.16
日立市	日立市, 十王町	H16.11.1
常陸太田市	常陸太田市, 金砂郷町, 水府村, 里美村	H16.12.1
那珂市	那珂町, 瓜連町	H17.1.21
水戸市	水戸市, 内原町	H17.2.1
城里町	常北町, 桂村, 七会村	H17.2.1
坂東市	岩井市, 猿島町	H17.3.22
稲敷市	江戸崎町, 新利根町, 桜川村, 東町	H17.3.22
筑西市	下館市, 関城町, 明野町	H17.3.28
かすみがうら市	霞ヶ浦町, 千代田町	H17.3.28
取手市	取手市, 藤代町	H17.3.28

新市名	平成 17 年度に 合併した市町村名	合併期日
神栖市	神栖町, 波崎町	H17.8.1
行方市	麻生町, 北浦町, 玉造町	H17.9.2
古河市	古河市, 総和町, 三和町	H17.9.12
桜川市	岩瀬町, 真壁町, 大和村	H17.10.1
石岡市	石岡市, 八郷町	H17.10.1
鉾田市	旭村, 鉾田町, 大洋村	H17.10.11
常総市	水海道市, 石下町	H18.1.1
下妻市	下妻市, 千代川村	H18.1.1
土浦市	土浦市, 新治村	H18.2.20
笠間市	笠間市, 友部町, 岩間町	H18.3.19
つくばみらい市	伊奈町, 谷和原村	H18.3.27
小美玉市	小川町, 美野里町, 玉里村	H18.3.27

新市名	平成に 合併した市町村名	合併期日
水戸市	水戸市, 常陸村	H4.3.3
ひたちなか市	勝田市, 那珂湊市	H6.11.1
鹿嶋市	鹿嶋町, 大野村	H7.9.1
潮来市	潮来町, 牛堀町	H13.4.1
つくば市	つくば市, 基崎町	H14.11.1

◇ 合併効果の具体例（平成16・17年度に合併した23市町村の具体例）

1 合併効果の具体例

合併の効果としては、住民の利便性が向上する、行政サービスが高度化・多様化する、広域的なまちづくりや地域のイメージアップにつながる、行財政の合理化・効率化が進むといったことがあげられ、次のような具体例があります。

効 果	具 体 例	市 町 村 名
①住民の利便性の向上	合併により福祉事務所が新たに設置又は既に設置されている市と合併することにより、福祉関係のサービスが身近なところで受けられることとなった。	すべての合併市
	スポーツ施設や図書館、休日診療所などの公共施設の広域的な利用が可能になった。	すべての合併市町
	各種証明の自動交付機がなかった地域に新たに設置された。	古河市、石岡市、取手市、坂東市、かすみがうら市、神栖市
	旧役場庁舎の空きスペースを活用した子育て支援センター等が設置された。	取手市
	保育所や放課後児童クラブについて、合併によって選択肢が広がり勤務地の近くで利用がしやすくなったり、利用時間や対象年齢が拡大された。	水戸市、日立市、古河市、笠間市、常陸大宮市、那珂市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、つくばみらい市、小美玉市、城里町
	旧町村にまたがって行われている土地区画整理事業地内の児童・生徒について、小・中学校を選択できるようになった。	つくばみらい市
	コミュニティバスの運行が開始されたり、コースが拡大された。	常陸太田市、取手市、常陸大宮市、那珂市、坂東市、かすみがうら市、城里町
合併支援策により藤代駅のバリアフリーが推進されることとなった。	取手市	
②行政サービスの高度化・多様化	政策推進課や特定道路推進課などの専門的な組織が設置された。	常陸太田市、石岡市、取手市、坂東市、小美玉市
	消費者行政、グリーンツーリズム等の業務に係る職員が配置された。	笠間市、常陸大宮市
	新たにまちづくり特例市になる、又はまちづくり特例市である市と合併することにより、自主的・自立的なまちづくりに取り組むことが可能となった。	水戸市、土浦市、古河市、石岡市、常総市、筑西市
	防犯灯設置事業、医療費助成、福祉タクシー利用助成などの各種補助事業の実施地域が拡大されたり、補助額が増額となった。	水戸市、土浦市、古河市、石岡市、常総市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、小美玉市
	第3子以降の保育料の無料化が実施された。	常陸大宮市
	合併支援策により消防署（出張所を含む。）が新たに設置された。	常陸太田市、城里町
	合併支援策により精神障害者自立支援施設が新たに設置されることとなった。	稲敷市
	資源ごみの回収・処理が一元化されることにより、リサイクルが推進され、ゴミの減量化が図られた。	鉾田市
	内原地区においても水戸市の基準に合わせて1小学校区1公民館の整備が図られることとなった。	水戸市

効 果	具 体 例	市 町 村 名
	理科活動指導員が増員され、市内全域の小学校への派遣が可能となった。	古河市
	旧役場庁舎を活用した県北生涯学習センターが整備され、県北地域における生涯学習環境が向上した。	日立市
	合併支援策により県内で唯一地域中核病院がなかった地域に常陸大宮済生会病院が開院された。	常陸大宮市
③広域的なまちづくりや地域のイメージアップ	旧市町村の観光資源を一体とした計画の策定、イベントの実施、そして情報発信が可能となった。	日立市、土浦市、古河市、石岡市、下妻市、常総市、常陸太田市、笠間市、取手市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、つくばみらい市、小美玉市、城里町
	合併により県で第1位の大きな面積となり、豊富な地域資源があることから「二地域居住」に適しているというイメージが高まった。	常陸太田市
	各町村にあった観光協会が統一され、一体的な観光振興が図られることとなった。	桜川市
	観光物産館が設置され、地場産業の一体的な振興が図られることとなった。	行方市
	坂東野菜のブランド化が推進された。	坂東市
	合併に伴いメロンの生産額が日本一になるとともに、生産から流通、消費までを視野に入れた広域的な生産体制づくりが推進されることとなった。	鉾田市
	合併特例債などの合併支援策を活用することにより広域幹線道路の整備が促進されることとなった。	古河市、石岡市、常総市、坂東市、小美玉市
	旧市村の境界付近にある高速道路インターチェンジ周辺地区の一体的な土地利用が可能となった。	土浦市
	旧町村の境界がなくなったことにより、旧町村にまたがって行われている土地区画整理事業について、一体的・効率的な実施が可能となった。	つくばみらい市
	水道未普及地域であった旧七会村徳蔵地区への給水事業が実施されることとなった。	城里町
	「市」になったことでのイメージアップが期待できる。	常陸大宮市、那珂市
④行財政の合理化・効率化	公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽など生活排水対策の所管課が下水道課に統一された。	石岡市、常陸太田市、笠間市
	合併に伴う一部事務組合の廃止等により、重複構造が一元化され、組織の合理化が図られた。	水戸市、土浦市、石岡市、常陸太田市、笠間市、常陸大宮市、那珂市、かすみがうら市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市
	幼稚園や保育園の数が増えたことにより人事異動が可能となり、職員の適正配置が図られることとなった。	桜川市

2 合併に伴う住民不安等に対する対応例

合併したことにより、面積が拡大し地域の声が反映されにくくなるのではないかと懸念が考えられますが、各市町村においては、次のような対応策を講じております。

事 項	対 応 策 の 具 体 例	市 町 村 名
①地域の声が反映されにくくなるのではないかと懸念が考えられますが、各市町村においては、次のような対応策を講じております。	地域審議会の設置	日立市，常陸太田市，常陸大宮市，那珂市，坂東市
	市政懇談会等の充実	水戸市，古河市，常総市，常陸太田市，笠間市，桜川市，小美玉市
	市政モニター制度の拡充	水戸市，桜川市，小美玉市
	広報広聴課スピード対応室の分室設置，広報広聴制度の充実	土浦市
②周辺部の地域が取り残されるのではないかと懸念が考えられますが、各市町村においては、次のような対応策を講じております。	コミュニティバスの運行開始又はコースの拡大	常陸太田市，取手市，常陸大宮市，那珂市，坂東市，かすみがうら市，城里町
	幹線道路や生活道路の整備	常陸太田市
③旧市町村の特徴や個性が失われてしまうのではないかと懸念が考えられますが、各市町村においては、次のような対応策を講じております。	地域イベントの継続・助成	水戸市，石岡市，下妻市，常総市，常陸太田市，取手市，筑西市，坂東市，かすみがうら市

3 市町村の職員の状況

- ・一般職員の総数は、集中改革プランに基づく定員適正化の取組により、合併前の平成16年4月1日から合併後の平成19年4月1日までの3年間で、1,360人(7.3%)の減となっています。
- ・過去の合併事例を見ると、潮来市は4年間で13.7%、鹿嶋市は10年間で20.9%、ひたちなか市は11年間で14.0%と徐々に減少しており、十分な合併効果が現れるのには時間を要しています。

○ 職員総数

(単位：人・%)

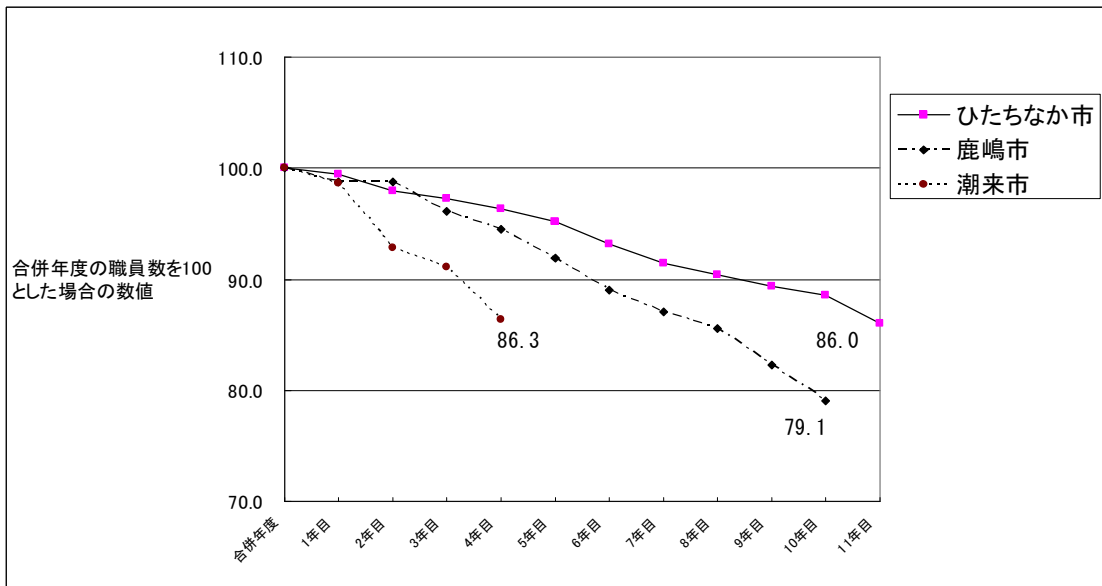
(単位：%)

区分	H16.4.1	H19.4.1	増減	増減率	集中改革プラン 削減率目標値 (H17~H22)	削減実績 (H17~H18)
一般職	18,530	17,170	△1,360	△7.3	△8.4	△5.0
特別職	1,411	667	△744	△52.7		
計	19,941	17,837	△2,104	△10.6		

※特別職については、H16.5.1及びH19.5.1時点の数値である。

〈参 考〉

○ 過去の合併事例における一般職職員数の推移



4 市町村の組織体制

- ・多くの合併市町村において、合併前には未整備だった男女共同参画、行政改革、情報政策などの分野に係る専門部署に加え、徴税対策の事務に係る部署を設置しています。

○ 合併後に専門的な課・室を設置した市町村

区 分	市町村数
男女共同参画（男女共同参画課などの設置）	坂東市など7市町村
行政改革（行政改革推進課などの設置）	笠間市など12市町村
情報政策（情報政策課などの設置）	古河市など13市町村
徴税対策（納税課などの設置）	常総市など13市町村

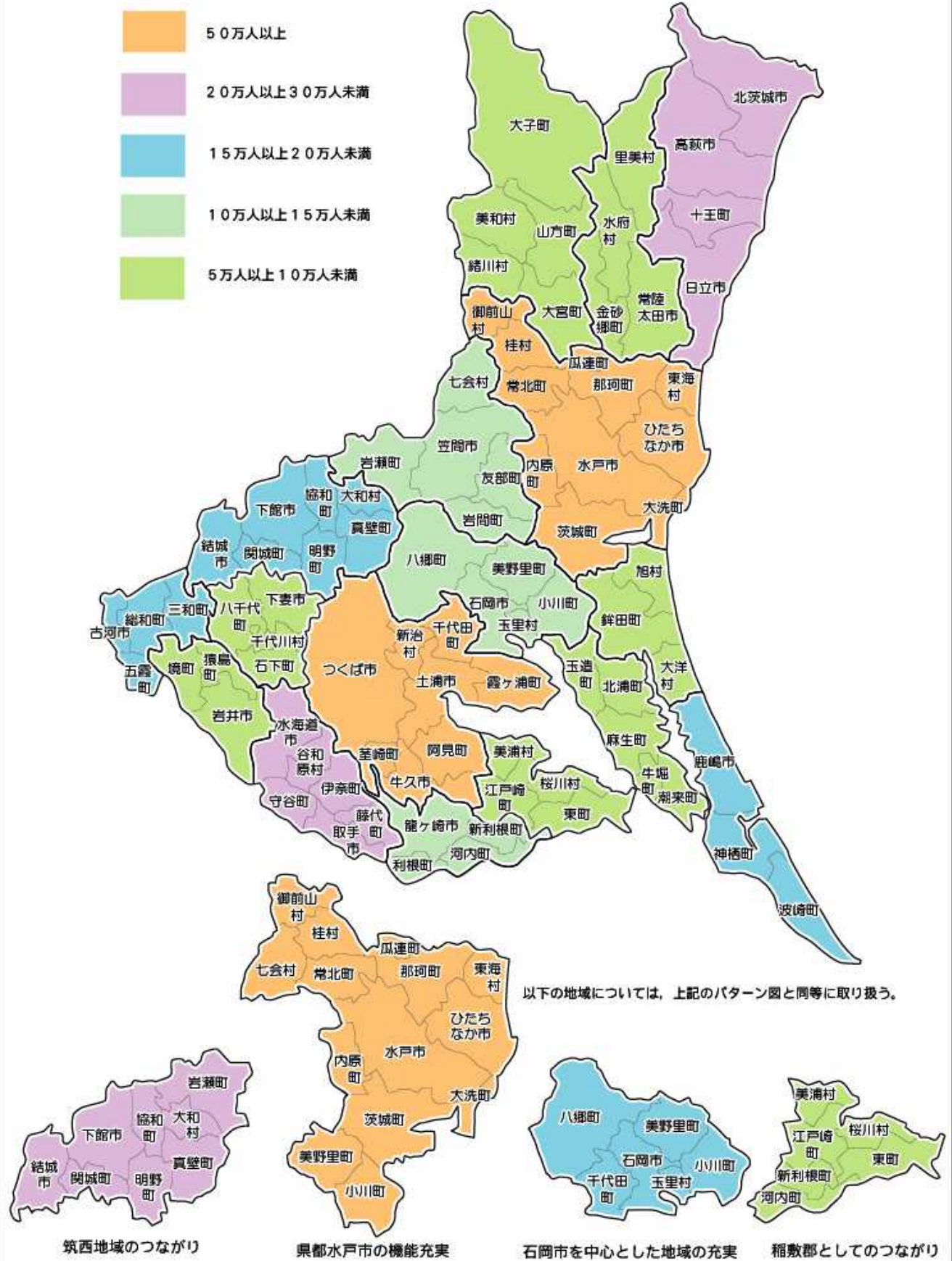
表 市町村ごとのつながり順位(41指標)

	市町村名	1位	2位	3位	4位	5位
県北 地方管内	日立市	高萩市 31	北茨城市 22	常陸太田市 15	東海村 12	ひたちなか市 7
	高萩市	日立市 31	北茨城市 23	水戸市 5	常陸太田市 5	
	北茨城市	高萩市 23	日立市 22	常陸太田市 5		
	ひたちなか市	東海村 25	那珂市 19	水戸市 17	大洗町 13	常陸太田市 10
	東海村	ひたちなか市 25	那珂市 15	水戸市 12	日立市 12	常陸大宮市 9
	那珂市	ひたちなか市 19	水戸市 17	常陸大宮市 16	東海村 15	常陸太田市 12
	常陸太田市	常陸大宮市 15	日立市 15	那珂市 12	大子町 12	水戸市 11
	常陸大宮市	大子町 18	那珂市 16	常陸太田市 15	水戸市 14	城里町 13
	大子町	常陸大宮市 18	常陸太田市 12	水戸市 9	ひたちなか市 7	那珂市 7
	水戸市	茨城町 31	大洗町 30	城里町 28	笠間市 23	ひたちなか市 17
	茨城町	水戸市 31	大洗町 17	城里町 13	笠間市 12	小美玉市 12
	大洗町	水戸市 30	茨城町 17	城里町 13	ひたちなか市 13	笠間市 10
	城里町	水戸市 28	笠間市 16	茨城町 13	常陸大宮市 13	大洗町 13
	笠間市	水戸市 23	城里町 16	茨城町 12	大洗町 12	小美玉市 10
小美玉市	石岡市 27	水戸市 16	茨城町 12	土浦市 11	かすみがうら市 10	
鹿行 地方管内	鹿嶋市	神栖市 26	潮来市 20	鉾田市 13	行方市 8	
	神栖市	鹿嶋市 26	潮来市 17	鉾田市 9	行方市 7	
	潮来市	鹿嶋市 20	行方市 18	神栖市 17	鉾田市 11	
	行方市	鉾田市 19	潮来市 18	鹿嶋市 8	神栖市 7	
	鉾田市	行方市 19	鹿嶋市 13	水戸市 12	潮来市 11	神栖市 9
県南 地方管内	土浦市	かすみがうら市 29	石岡市 19	つくば市 18	阿見町 18	美浦村 16
	かすみがうら市	土浦市 29	石岡市 21	つくば市 12	小美玉市 10	阿見町 6
	石岡市	小美玉市 27	かすみがうら市 21	土浦市 19	つくば市 9	阿見町 6
	つくば市	土浦市 18	つくばみらい市 18	牛久市 13	かすみがうら市 12	阿見町 11
	つくばみらい市	守谷市 21	つくば市 18	取手市 18	常総市 13	土浦市 7
	守谷市	取手市 23	つくばみらい市 21	常総市 13	利根町 11	龍ヶ崎市 10
	取手市	守谷市 23	利根町 21	龍ヶ崎市 19	つくばみらい市 18	河内町 13
	龍ヶ崎市	河内町 28	利根町 26	牛久市 25	稲敷市 20	取手市 19
	牛久市	龍ヶ崎市 25	河内町 15	利根町 14	稲敷市 14	阿見町 14
	利根町	龍ヶ崎市 26	取手市 21	河内町 15	牛久市 14	稲敷市 12
	河内町	龍ヶ崎市 28	稲敷市 19	牛久市 15	利根町 15	美浦村 14
	阿見町	美浦村 24	土浦市 18	稲敷市 15	牛久市 14	河内町 13
	美浦村	阿見町 24	稲敷市 24	土浦市 16	龍ヶ崎市 16	河内町 14
稲敷市	美浦村 24	龍ヶ崎市 20	河内町 19	阿見町 15	牛久市 14	
県西 地方管内	筑西市	桜川市 28	結城市 21	下妻市 14	常総市 6	八千代町 6
	結城市	筑西市 21	桜川市 14	八千代町 9	常総市 8	古河市 8
	桜川市	筑西市 28	結城市 14	下妻市 10	笠間市 8	常総市 6
	下妻市	八千代町 29	常総市 22	筑西市 14	つくば市 10	桜川市 10
	八千代町	下妻市 29	常総市 19	古河市 17	境町 11	坂東市 10
	常総市	下妻市 22	八千代町 19	坂東市 18	つくばみらい市 13	守谷市 13
	古河市	境町 28	五霞町 24	坂東市 17	八千代町 17	常総市 9
	境町	古河市 28	五霞町 27	坂東市 26	八千代町 11	常総市 9
	五霞町	境町 27	古河市 24	坂東市 19	常総市 9	八千代町 8
	坂東市	境町 26	五霞町 19	常総市 18	古河市 17	八千代町 10

*本表は、「地理・歴史」「各種計画における区域設定」「生活圈」「現行行政・公的サービス区域」「国・県における管轄」など41指標毎に、市町村間のつながりの有無を点数化し(つながりがある:1点、なし:0点)、それらを合計したものを市町村毎に順位付けしたものである

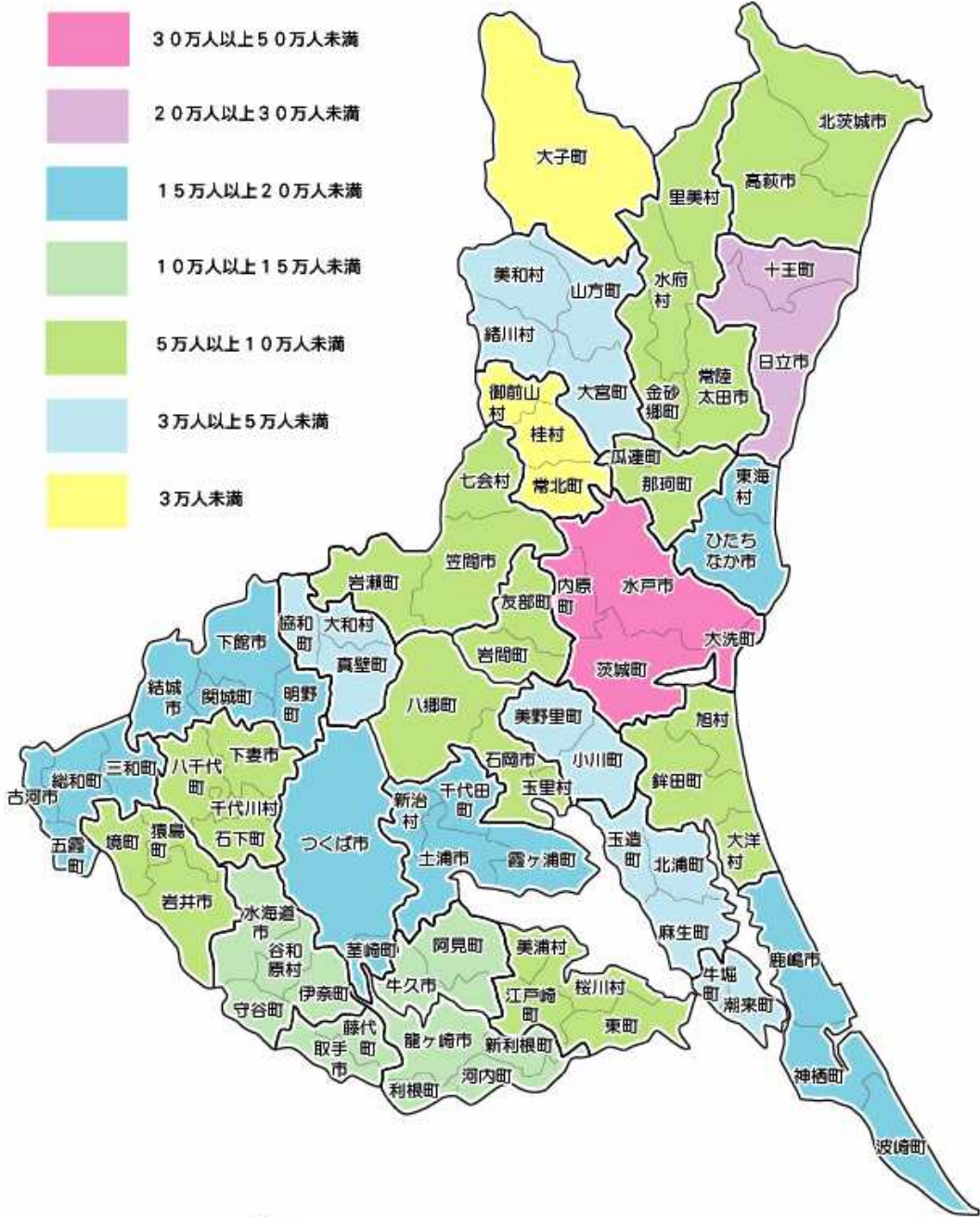
平成12年に茨城県市町村合併推進要綱で作成した旧資料である

将来目指すべき合併パターン



平成12年に茨城県市町村合併推進要綱で作成した旧資料である

段階的に気運醸成を図るべき合併パターン



以下の地域については、上記のパターン図と同等に取り扱う。



真壁郡5町村のつながり及び岩瀬町と真壁郡とのつながり

県都水戸市の機能充実

城北4町村のつながり

石岡市を中心とした地域の充実

稲敷郡としてのつながり